

令和3年兵庫県立大学大学院情報科学研究科規程第7号
兵庫県立大学大学院情報科学研究科教員評価委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、情報科学研究科の教員に対する部局個人評価を行うために設置する情報科学研究科教員評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 情報科学研究科の評価基準の策定、見直し
- (2) 所属の教員に対する業績評価
- (3) 情報科学研究科長（以下「研究科長」という。）に対して、評価結果にかかる不服申立てがあった場合における再審査・評価

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 教授会の意見を聴いた上で、研究科長が指名する教員 4名程度

(任期)

第4条 第3条第2号に定める委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項に規定する委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、研究科長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員長が評価に必要があると認めた場合は、委員会の同意を得て、当該教員を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。